

新型コロナウイルス関連肺炎発生への対応変更方針

河内長野市新型コロナウイルス
関連肺炎対策本部 本部長

政府は5月4日に大阪府を特定警戒都道府県とする「緊急事態宣言」について、5月31日まで延長することを決定しました。

そこで、5月2日に大阪府において開催された「第14回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」及び5月5日に開催された「第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」の決定を受け、本市第11回までの新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議にて決定した方針の内容を下記のとおり変更する。

記

「緊急事態宣言」の延長 期間：令和2年5月31日（日）まで

内容は、そのまま引き継ぐ

ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

大阪府緊急事態措置延長の概要

※大阪府第14回(5/2)の資料2参照

区域：大阪府全域

期間：令和2年5月7日から「緊急事態宣言の期間終了」まで

内容：現在の実施内容を継続

※大阪府第15回(5/5)の資料2-2. 2-3. 2-4参照

区域：大阪府全域

期間：令和2年5月7日から令和2年5月31日（日）まで

緊急事態措置については、5月15日に、府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方【大阪モデル】を踏まえ、段階的解除を判断。

内容：現在の実施内容を継続

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施。

●**外出自粛の要請**（特措法第 45 条第 1 項）

府民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。

●**イベントの開催自粛の要請**（特措法第 24 条第 9 項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

●**施設の使用制限の要請等**（特措法第 24 条第 9 項）

多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用制限等を要請。

⇒学校（大学等を除く）は、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定。

本市の対応変更方針

1. **外出自粛の要請**・・・・・・・・・・令和2年5月31日（日）まで

市民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

2. **イベントや会議の開催自粛要請**・・・令和2年5月31日（日）まで

- ・市主催のイベントや会議等は、中止もしくは延期
- ・民間主催のイベント等への自粛要請

また、規模や場所に関わらず、イベントの主催者に対し、開催の自粛を要請

3. **施設の休館と学校施設開放事業の休止**

・・・・・・・・令和2年5月31日（日）まで

- ・福祉センター錦溪苑※シャワー利用のみ可能(予約制)
- ・くすのかホール
- ・あやたホール
- ・ウェルネスフォレスト三日市
- ・ノバティホール
- ・三日市市民ホール
- ・図書館
- ・市民交流センター キックス
- ・文化会館ラプリーホール
- ・ふるさと歴史学習館
- ・滝畑ふるさと文化財の森センター
- ・旧三日市交番
- ・岩湧の森「四季彩館」
- ・みのでホール(日野コミュニティセンター)
- ・市民公益活動支援センター(るーぷらざ)
- ・林業総合センター木根館
- ・公民館(千代田、川上、南花台、三日市、天野、高向、加賀田、天見)
- ・子ども・子育て総合センターあいっく
- ・子ども交流ホール・わくわく広場
- ・障がい者福祉センターあかみね
- ・学校施設(屋内施設)
- ・武道館
- ・市民総合体育館
- ・学校施設(屋外施設)
- ・大師総合運動場
- ・赤峰市民広場
- ・大師庭球場
- ・荘園庭球場
- ・寺ヶ池公園野球場
- ・寺ヶ池公園庭球場
- ・天野少年球技場
- ・下里総合運動場
- ・下里運動公園人工芝球技場
- ・衛生処理場庭球場
- ・公園(ゲートボール、グラウンドゴルフ、野球、サッカーなどの利用)
- ・市が管理する公園等の駐車場は、5月10日まで

4. 市内小中学校と幼稚園の臨時休業・・・令和2年5月31日（日）まで
※臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により変更する場合がある。
- ①臨時休業期間中は、分散登校日を設定する。
 - ②中学校部活動については実施しない。
 - ③市立幼稚園・小学校における預かりについて
幼稚園児、放課後児童会未入会児童を含み、原則やむを得ない事情が発生した家庭の園児、小学校3年生以下の児童について、臨時休業期間中は学校園において、預かりを行う。
 - ④放課後児童会は午後1時より開会する。
- ※後日、文部科学省及び大阪府教育庁から、対応変更が示された場合は、別途変更を決定し、次の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議に報告する。
5. 市職員交替制勤務について・・・令和2年5月31日（日）まで
6. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。
7. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。
8. 5月15日に、府の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方【大阪モデル】にて段階的解除の判断が発表された場合は、これを尊重する。
9. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。